

特報第1号

『財政再建計画の承認申請』を自治大臣承認

1、自治大臣が承認するまでの経過の概要

- (1) 昭和56年9月25日 『準用再建の申し出』を定例町議会で可決
- (2) 全 年12月16日 『準用再建申し出』を自治大臣に申請
- (3) 全 年12月^{18日}_{19日} 『財政再建計画案』を町議会全員協議会で慎重審議
- (4) 全 年12月24日 『準用再建の指定日』を自治大臣から指定
- (5) 全 年12月25日 『財政再建計画』を定例町議会で可決
- (6) 全 年12月26日 『財政再建計画の承認』を自治大臣に申請
- (7) 昭和57年1月8日 『財政再建計画』を自治大臣が承認

以上のような経過をたどり、金田町は正式に財政再建団体として、昭和56年度から65年度までの10ヶ年間財政再建に努めることになりましたので、次のとおり再建計画の概要を申し上げ、町民皆様方の深い御理解と御協力をお願い申し上げる次第で御座居ます。

2、財政再建計画の骨格

財政再建の基本方針は後ほど述べますが、その前に本町が10年間で再建を行う基本的な考えの一端を申し上げますと、準用再建団体になった場合は前年度の赤字額を再建当初年度から計画年度内で解消していくのが通常ですが、本町の場合は前年度の赤字を解消できず、逆に数年間は赤字が年々増加するという、極めて財政構造が悪いため国、県に特段の御配慮を願い、次のような財政再建の方策措置を願った。

公債費（借金）負担を軽減し、赤字解消を早めるため国、県の特別な御配慮によりまして、10億円（56年度5億円、57年度5億円）を無利子で10年均等償還（うち5年間据置）の特別融資をしていただくことになりました。

- (1) 土地開発公社の所有地を一般財源で町が買い上げ赤字要素とする。
- (2) 地方債（借金）を繰り上げて返済し、赤字解消を早める。
- (3) 人件費及び職員数の適正化を図り、経常収支比率を下げる。
- (4) 赤字額が昭和56年度を最高として、57年度から赤字を計画的に解消する。
- (5) 赤字を解消することによって前年度の赤字額から赤字解消した額に一定の定率を乗じた額が特別交付税に加算される。

このような措置をすることによって、昭和56年度において10億9千万円の赤字が生じますが、昭和65年度の再建終了年度には約9百万円の黒字になる計画でございます。

3、昭和56年度に 10億9千万円 の赤字になった内容

- (1) 昭和55年度赤字額 ----- 2億9千9百万円
（この赤字額は普通会計であり、一般会計では3億2千3百万円です。普通会計とは、一般会計と同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計を併せたものをいいます。）